

兵庫県警察術科技能検定細則

昭和37年12月1日
本部訓令第21号

兵庫県警察術科技能検定細則を次のように定める。

兵庫県警察術科技能検定細則

(趣旨)

第1条 兵庫県警察における逮捕術、けん銃操法及び救急法の技能検定（以下「技能検定」という。）の実施については、警察術科技能検定に関する訓練（昭和29年警察庁訓令第10号）によるほか、この細則の定めるところによる。

(検定の実施)

第2条 技能検定は、各種目とも毎年1回以上行うものとし、実施の細部については、その都度警務部長が指示するものとする。

(合否の審査等)

第3条 警務部長は、技能検定を実施したときは、様式第1号から様式第3号までにより合否を審査し、その結果を警察本部長に報告しなければならない。

2 警察本部長は、前項の報告に基づき、技能検定に合格した警察官に対し、合格証書（様式第4号）を授与する。

(審査の保留等)

第4条 警務部長は、技能検定を受けようとする者又は技能検定を取得した者が、当該級位にふさわしくない行為をした場合は、その審査を保留し、又は取得した級位を取り消すことがせきる。

附 則

(施行期日)

1 この細則は、昭和37年12月1日から施行する。

(兵庫県警察術科技能検定審査委員会規程の廃止)

2 兵庫県警察術科技能検定審査委員会規程（昭和29年兵庫県警察本部訓令第19号。以下「旧規程」という。）は、廃止する。

(経過措置)

3 この細則の施行の際、現に旧規程の規定による技能検定に合格している者は、この細則の相当規定による技能検定に合格したものとみなす。

附 則（昭和41年6月2日本部訓令第16号）

この訓令は、昭和41年6月2日から施行する。

附 則（昭和45年5月30日本部訓令第30号）

この訓令は、昭和45年6月1日から施行する。

附 則（平成5年3月12日本部訓令第5号）

この訓令は平成5年4月1日から施行する。

附 則（平成12年6月14日本部訓令第3号）

この訓令は、平成12年6月14日から施行する。

附 則（平成14年3月22日本部訓令第5号）

この訓令は、平成14年4月1日から施行する。

附 則（平成16年12月22日本部訓令第19号）
この訓令は、平成16年12月22日から施行する。

附 則（平成26年9月10日本部訓令第21号）
この訓令は、平成26年10月1日から施行する。